

# 東京都中小企業障害者雇用 スタート支援奨励金のご案内

最大 120 万円を支給します

## 奨励金の概要(令和 7 年 6 月 1 日より申請受付開始)

東京都は、障害のある方が希望とやりがいを持って、活躍できる社会の実現を目指しています。

このため、**初めて障害者を雇用する企業を応援し奨励金を支給します。**

### 主な要件

※この他にも要件があります。

- 中小企業又は個人事業主であり、これまで障害者の雇用実績がないこと。
- 障害者の雇用時点を基準とし、その基準の直前にハローワークに障害者雇用状況報告書を提出した事業主であること。
- 雇入れた障害者の週所定労働時間が 20 時間以上であること。  
重度障害者である場合は、週所定労働時間が 10 時間以上であること。
- 障害者、重度障害者を6 か月間継続して雇用し 6 か月分以上の賃金を支給していること。
- 雇入れ後 6 か月間の評価を行い、今後の育成方針を策定していること。
- 雇入れた労働者が東京都内の事業所に勤務していること。
- (週所定労働時間が 20 時間以上の場合)  
東京労働局長に特開金の支給申請を行い、支給決定を受けていること。

### 支給金額

	雇入れ時の週所定労働時間	障害者	重度障害者
奨励金	10 時間以上 20 時間未満	—	30 万円
	20 時間以上 30 時間未満	60 万円	90 万円
	30 時間以上	90 万円	120 万円

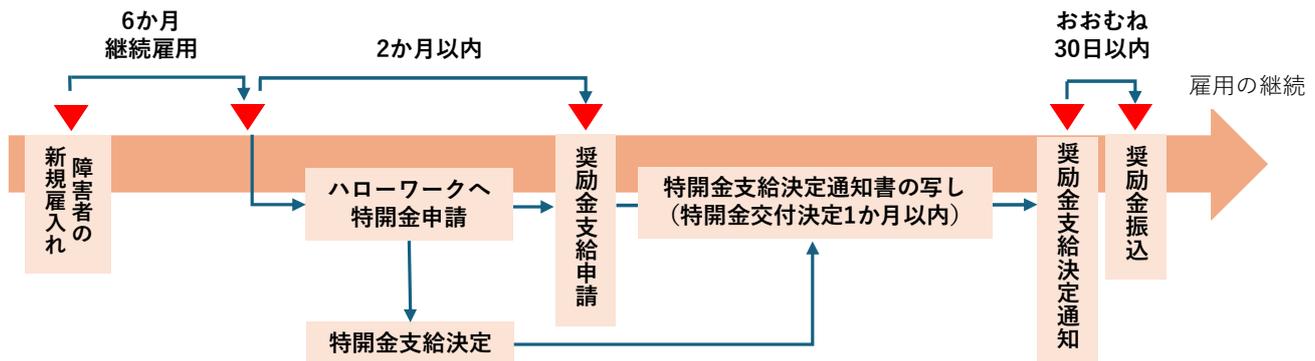
※一事業主あたりの支給人数は 1 人です。

詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYO はたらくネット」をご覧ください。

「TOKYO はたらくネット」<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/start/>

## 申請の流れ

申請期間をご確認ください！



※特開金に関する項目は支給対象労働者の週所定労働時間が20時間以上の場合適用となります。

## 申請書類

- ①支給申請書 ②支給対象労働者が障害者であることを確認する書類 ③雇用契約書等の写し
  - ④労働時間が確認できる書類の写し
  - ⑤雇用直前に管轄ハローワークに提出した障害者雇用状況報告書の写し
  - ⑥6か月間に支払った賃金に係る賃金台帳の写し ⑦誓約書
  - ⑧支給対象労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
  - ⑨特開金に係る支給申請書の写し  
（特開金とは特定求職者雇用開発助成金のうち特定就職困難者コースをいいます。）
  - ⑩法人の場合           ：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）  
個人事業主の場合：個人事業の開業・廃業等届出書の写し
  - ⑪育成方針 ⑫週平均所定内実労働時間確認表 ⑬支払金口座振替依頼書 ⑭印鑑証明書 ⑮その他
- ※⑧、⑨は支給対象労働者の週所定労働時間が20時間以上の場合となります。

## 申請方法

支給対象となる障害者、対象事業主・労働者の要件や申請に必要な書類等の詳細や、申請方法等は以下のホームページをご覧ください（申請様式等ダウンロード可）。

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」  
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/start/>



## 問合せ

平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎21階北側

TEL：03-5320-4663（代）